

事務連絡

令和元年 8月 29日

各関係団体の長 殿

愛知労働局 労働基準部 健康課長

令和元年 7月 12 日付け基発第 0712 第 4 号「情報機器作業における
労働衛生管理のためのガイドラインについて」の誤りの訂正について

先般送付いたしました、令和元年 7月 12 日付け基発第 0712 第 4 号「情報機器
作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」について、一部誤りが
ありましたので別紙の正誤表のとおり訂正いたします。

なお、訂正版のガイドラインについては、別添の「厚生労働省 HP 案内」をご覧
ください。

別紙

令和元年 7 月 12 日付け基発第 0712 第 3 号「情報機器作業における
労働衛生管理のためのガイドラインについて」にかかる正誤表

場所	本文の 2 対象となる作業
誤	なお、情報機器作業における労働衛生管理のほか、心の健康への対処については、 <u>「事業場における労働者の心の健康の保持増進のための指針」</u> （平成 18 年 3 月 31 日健康保持増進のための指針公示第 3 号、平成 27 年 11 月 30 日同第 6 号）に基づき必要な措置を講ずること。
正	なお、情報機器作業における労働衛生管理のほか、心の健康への対処については、 <u>「労働者の心の健康の保持増進のための指針」</u> （平成 18 年 3 月 31 日健康保持増進のための指針公示第 3 号、平成 27 年 11 月 30 日同第 6 号）に基づき必要な措置を講ずること。

場所	解説の「3 対策の検討及び進め方に当たっての留意事項」について
誤	なお、事業場におけるこれらの活動をより効果的に進めるためには、必要に応じ、 <u>都道府県産業保健推進センター、地域産業保健センター、労働衛生コンサルタント等</u> の活用を図ることが望まれる。
正	なお、事業場におけるこれらの活動をより効果的に進めるためには、必要に応じ、 <u>産業保健総合支援センター、地域産業保健センター、労働衛生コンサルタント等</u> の活用を図ることが望まれる。

「情報機器作業における労働衛生管理のため のガイドライン」を策定しました

(令和元年7月12日付け基発0712第3号)

このガイドラインは、パソコンなど、情報機器を使って作業を行う労働者の健康を守るために策定したものです。

情報機器作業による労働者的心身の負担を軽くし、支障なく働くようにするために、事業者が講すべき措置をまとめています。

ガイドラインの枠組み

○作業環境管理

情報機器作業を行う環境の整備方法について説明しています。

(例：ディスプレイの明るさ、情報機器や机・椅子の選び方)



○作業管理

情報機器作業の方法について説明しています。

(例：一日の作業時間、休憩の取り方、望ましい姿勢)

○健康管理

情報機器作業者の健康を守るために策定したものです。

(例：健康診断、職場体操)

○労働衛生教育

上記の対策の目的や方法について、作業者や管理者に理解してもらうための教育について説明しています。

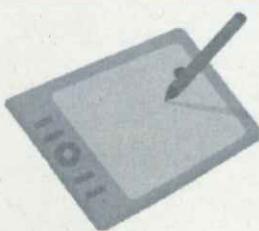
ポイント：近年の情報機器作業の多様化や技術革新にも対応

作業区分を見直し、タブレットやスマートフォンに関する事項を盛り込んでいます。

作業区分に応じた対策については、裏面で詳しく説明しています。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」（旧）からの変更内容

平成14年4月5日付け基発第0405001号「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」は廃止しました。

- ・「VDT」から「情報機器」へ名称の変更
- ・技術革新への対応として、タブレットやスマートフォンに関する事項などの技術的見直し
- ・情報機器作業の多様化を踏まえた作業区分の見直し

作業区分の変更内容（概要）

旧

	VDT作業時間	作業の種類	作業環境管理	作業管理	健康管理	
A	1日4時間以上	単純入力型、拘束型	照明・採光 グレアの防止 騒音の低減 点検・清掃	1日の作業時間が過度に長時間とならない 一連続作業時間が1時間を超えない 作業途中、1, 2回の小休止 次の連続作業までに10~15分の作業休止 * 作業区分Aは「設定」、作業区分Bは「指導」 * 作業区分Aは、1日の連続作業時間への配慮	VDT機器の選択 機器や姿勢の調整	健康診断 ・業務歴 ・既往歴 ・自覚症状の有無 ・眼科学的検査 ・筋骨格系検査 * 作業区分Bは、筋骨格系検査については医師の判断による
	1日2時間~4時間	単純入力型、拘束型、				
B	1日4時間以上	対話型、技術型、監視型、その他の型		必要に応じ上記に準じて行う		自覚症状を訴える者のみ上記の検査を行う
	1日2時間未満	単純入力型、拘束型				
C	1日4時間未満	対話型、技術型、監視型、その他の型				

新

	作業区分の定義	作業環境管理	作業管理	健康管理	
拘束性のある作業 (注1)	1日に4時間以上情報機器作業を行なう者であつて次のいずれか： ・常時ディスプレイを注視、または入力装置を操作 ・休憩や作業姿勢の変更に制約	照明・採光 情報機器の選択 騒音の低減 点検・清掃	1日の作業時間が過度に長時間とならない 一連続作業時間が1時間を超えない 作業途中、1, 2回の小休止 次の連続作業までに10~15分の作業休止 * 「拘束性のある作業」は、1日の連続作業時間への配慮	機器や姿勢の調整	健康診断 ・業務歴 ・既往歴 ・自覚症状の有無 ・眼科学的検査 ・筋骨格系検査
それ以外 (注2)	上記以外の情報機器作業対象者				自覚症状を訴える者のみ上記の検査を行う

注1：作業時間または作業内容に相当程度拘束性があると考えられるもの（全ての者が健診対象）

注2：上記以外のもの（自覚症状を訴える者のみ健診対象）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-unitiuite/bunya/koyou_oudou/roudou/ijun/anzen/anzen.html

言語切替 日本語 ? サイト内検索結果 | 厚生労働省 サイト内検索結果 | 厚生労働省 検索

ひと・くらし・みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare ホーム

本文へ お問い合わせ窓口 よくある御質問 サイトマップ 国民参加の場

Google カスタム検索 検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 職場における労働衛生対策

職場における労働衛生対策

健康管理対策

産業保健関係助成金について

- ストレスチェック助成金
- 職場環境改善計画助成金
- 心の健康づくり計画助成金
- 小規模事業場産業医活動助成金

※ 助成内容や支給要件など、詳しくは独立行政法人労働者健康安全機構ウェブサイトをご参照ください。産業保健関係助成金の概要是、[PDF 産業保健関係助成金のご案内【PDF形式：1,120KB】](#)をご参照ください。そのうち小規模事業場産業医活動助成金については、[PDF 小規模事業場産業医活動助成金のご案内【PDF形式：871KB】](#)をご参照ください。

産業医について

[PDF 産業医について（リーフレット）【PDF形式：175KB】](#)

政策について

分野別の政策一覧

- 健康・医療
- 子ども・子育て
- 福祉・介護
- 雇用・労働
- 雇用
- 人材開発
- 労働基準
- 雇用均等
- 非正規雇用（有期・パート・派遣労働）
- 労使関係



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-unitiuite/bunya/koyou_oudou/roudou/ijun/anzen/anzen.html

サイト内検索結果 | 厚生労働省 サイト内検索結果 | 厚生労働省 検索

酸素欠乏症・硫化水素中毒防止対策

- 酸素欠乏症・硫化水素中毒による労働災害発生状況
- [PDF 酸素欠乏危険作業主任者技能講習及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習における技能講習の講師の条件等の改正について（基発0416第1号）【PDF形式：154KB】](#)
- [PDF 温泉関係施設における硫化水素中毒防止対策の徹底について（基安労発0330第2号）【PDF形式：254KB】](#)

情報機器作業

情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて（基発0712第3号）【PDF形式：1464KB】

参考資料1：情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインと解説【PDF形式：662KB】

[PDF 参考資料2：情報機器作業の種類に応じた労働衛生管理の進め方【PDF形式：71KB】](#)

[PDF 参考資料3：情報機器作業に関する健康診断の概略【PDF形式：56KB】](#)

「情報機器作業における労働衛生のためのガイドライン」を策定しました（リーフレット）【PDF形式：899KB】 **New**

[自宅等でテレワークを行う際の作業環境整備について](#)

レーザー光線障害対策

- [PDF レーザー光線による障害の防止対策について（基発第0325002号）【PDF形式：203KB】](#)

